区分	■ 新　規　　□ 再提案（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	健康福祉部 保健・疾病対策課
	□ その他	名　　称	

件名	**5　低出生体重児向け母子健康手帳の作成について**
提案市	須坂市
提案要旨	母子健康手帳は月例ごとの身長・体重や運動機能の発達について記録できるが、低出生体重児の場合、通常の月齢ごとに発達を確認する形式では、当てはまらない状況があり、親の心理的な負担や不安感が多くなることから、低出生体重児の成長発達に合わせた母子健康手帳の作成と、関係する医療機関及び市町村への配布を県に要望する。
提案理由	低出生体重児を養育する親が安心して子育てができるよう、医療機関と市町村で必要な情報の共有を図り、切れ目ない支援を行うことが重要である。 ・出生時体重が2,500ｇ未満で生まれる児は、近年９％台と一定の割合を占めている。 ・母親から、低出生体重児向け母子健康手帳の希望がある。 ・低出生体重児はＮＩＣＵ（新生児集中治療室）のある病院で一定期間治療が必要な場合が多く、県で統一した内容のものを医療機関等で配布してほしい。
現況及び課題等	須坂市の低出生体重児の状況　　（単位：人） ○低出生体重児：出生時体重2,500ｇ未満　○極低出生体重児：出生時体重1,500ｇ未満 長野県周産期医療対策会議より、平成16年初版で「長野県極低出生体重児フォローアップ手帳　たいせつなきみ」が作成されており、2015年6月に改訂されているが、活用状況が不明であり、保護者を通じて市町村でも活用し連携が図れるとよい。 極低出生体重児（1,500ｇ未満）に限らず、低出生体重児の中でも、継続した医療や定期的なフォローが必要な児に対しても活用できるものとしてほしい。
関係法令	母子保健法

	２０１７年		２０１８年		２０１９年	
	県	須坂	県	須坂	県	須坂
出生総数	14,519	299	14,184	320	13,553	330
2,500ｇ未満	1,347	19	1,286	29	1,298	30
【再掲】1,500ｇ未満	90	1	89	2	88	1